

住民参画による 景観づくり



わかやま景観づくり協定制度

住民提案型景観形成地域制度

和歌山県景観資源の登録制度

『和歌山県の景観づくりの取り組み』

とは？

和歌山県には、山岳信仰を育んできた雄大な山地や朝陽・夕陽に映える海岸部、河川流域ごとの地域文化を反映した集落や市街地など、美しい景観が保たれています。これらの良好な景観を適切に保全・創造し、次の世代に引き継いでいくために、県下全域の視点から、景観法や景観条例に基づく景観保全の取り組みを推進しています。一方、地域ごとの生活や文化などに密接した身近な景観の保全は、地域の特性を理解されている住民の方々の参画を得て、地域の視点に立って住民主導で進めていくことが重要となります。そこで、住民の皆さんの参画によって景観づくりを推進するために、次の施策に取り組んでいます。



目的に合った制度を選べます！

『景観づくりのルールを定めたい！』

【対象】

- 良好な景観づくりのための住民相互のルールを作りたい土地所有者、景観づくりをしたい方。
- 合意を得られる概ね一団の土地。

1

「わかやま景観づくり協定制度」

住民の皆さんが景観づくりのルールを地域の合意によって作り、知事の認定の下で景観づくりを行います。

『きめ細かな行為制限をしたい！』

【対象】

- 地域の特性に応じた、きめ細かな行為制限の基準を設定したい住民、土地所有者の方。
- 5000㎡以上の一団の土地。

2

「住民提案型景観形成地域制度」

住民の皆さんからの提案によって良好な景観を形成する地域を指定し、景観の保全と誘導を行います。

『景観資源を守り、活用したい！』

【対象】

- 良好な景観形成に寄与している建造物等について和歌山県景観資源への登録を希望する方。
- 良好な景観形成に寄与している建造物など。

3

「和歌山県景観資源の登録制度」

良好な景観形成に寄与している建造物などを県民の提案によって和歌山県景観資源に登録し、保全や活用を図ります。

『わかやま景観づくり協定制度』



とは？

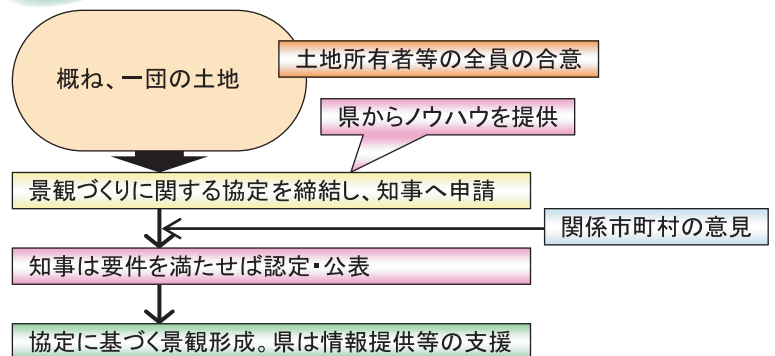
住民による自主的な協定です。

住民の皆さんで景観づくりに関するルールを柔軟にきめ細かく定め、住民相互で協定を結び、協力しながら運用します。

景観づくりの第一歩になります。

景観法に基づく景観協定よりも緩やかで導入しやすいため、住民参画による取り組みの第一歩になります。県では、協定の認定、公表、情報提供等の支援をします。

制度のイメージ



制度の内容

①わかやま景観づくり協定の内容

○概ね一団の土地の土地所有者等は、当該土地における良好な景観の形成に関する協定を締結し、知事の認定を受けることができます。

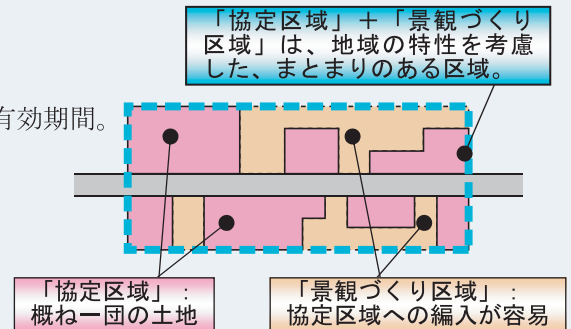
《条件》 ・土地所有者等とは？:当該土地の所有者、借地権者、及び、当該区域内で景観づくり活動を行う者、景観づくり活動を行なおうとする者。

・協定に必要な同意:上記の全員の合意。

○協定の内容として次のことを定めます。

- ・基礎的な事項:対象となる区域(「協定区域」)、協定締結者、協定の有効期間。
- ・良好な景観形成のための必要な事項。

○協定区域と一体的に良好な景観の形成を行うべき区域を「景観づくり区域」として定めることができ、簡略な手続で同区域を協定区域に編入することが可能です。



②わかやま景観づくり協定に係る支援

○知事が協定を認定、又は、変更する場合には、市町村長の意見を聴き、認定後は公表します。

○協定の締結やその後の活動に関して、県は情報の提供、助言その他の支援を行いません。

こうした場合に活用すると有効です！

『景観づくりをスタートさせたい！』

住民の方々が自主的に柔軟なルールを定めることができ、地域が協働で取り組む最初の景観づくりとして実施しやすい制度です。

『地域の個性を活かした景観をつくりたい！』

わかやま景観づくり協定によって景観を構成する建築物や樹木、屋外広告物などのきめ細かなルールを定めることができ、地域の個性を活かした統一的な景観が生まれます。

『地域の取り組みを広くPRしたい！』

良好な景観の保全・創出に取り組んでいる地域の活動を広く県内にPRすることで住民の方々のモチベーションが高まり、地域の活動を活発にすることができます。

看板や建物の様式、デザインを統一して歴史的な街並を創ろう！



地域の活動を広く知ってもらい、やる気高めよう！



『住民提案型景観形成地域制度』

とは？

2

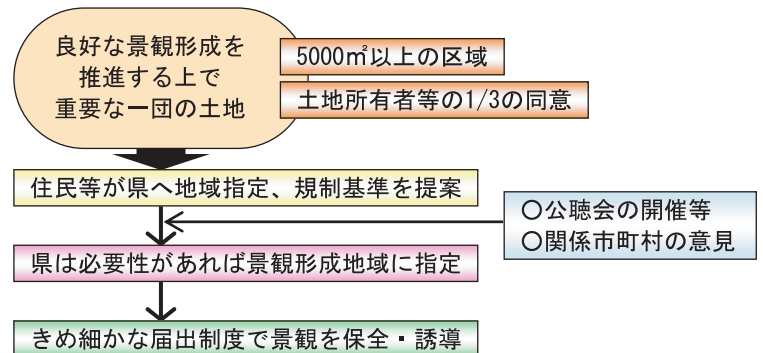
住民の提案で規制・誘導を強化します。

景観条例で定めた県下全体の共通の規制基準に上乘せして、地域の特性に応じたきめ細かな景観形成地域の設定と行為制限等の基準を、住民等が簡便に提案することができます。

届出制度で景観を保全・誘導します。

県では住民からの提案を受けて『住民提案型景観形成地域』を指定し、きめ細かな届出制度によって行為をチェックして景観を保全・誘導します。

制度のイメージ



制度の内容

①住民等による住民提案型景観形成地域の提案

○良好な景観形成を推進する上で重要な一団の土地の区域について、住民等は県に対して住民提案型景観形成地域として区域設定と届出対象行為や行為制限に関する基準設定を提案することができます。

《条件》

- ・一団の土地の区域とは？ : 5000㎡以上の面積の区域。
- ・提案できる住民等とは？ : 土地所有者等(土地の所有権又は借地権を有する者)、まちづくりNPO法人、一般社団法人、一般財団法人。
- ・提案に必要な同意: 区域内の土地所有者等の1/3以上。

②提案に対する県の判断

○県は提案が行われたときは、公聴会の開催等を通じて住民等の意見や市町村の意見を聴いた上で、景観計画の変更を行うかどうかを判断して決定します。

こうした場合に活用すると有効です！

『地域の良好な景観を守りたい！』

住民提案型景観形成地域に指定することで、地域の良好な景観を改変してしまう開発行為等から地域景観を守ることができます。

『地域の景観を守る活動を広くみんなに知ってもらいたい！』

住民提案型景観形成地域に指定されることで、地域で取り組んでいる景観保全の活動や地域の景観の素晴らしさを広く県民の方々に知ってもらうことができます。

『NPO等でも提案が可能です！』

土地所有者、借地権者に加え、まちづくりNPO法人や公益法人でも景観形成地域への指定を知事に提案することが可能であり、様々な組織のノウハウ等を景観形成に活かすことができます。

『景観法・景観条例に基づいた行政のチェックをお願いしたい！』

住民提案型景観形成地域制度は景観法及び景観条例に基づき、景観に影響を与える行為は届出を求め、その内容を県がチェックすることで景観を保全します。

『和歌山県景観資源登録制度』

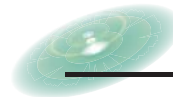
3

景観資源に登録して保全・活用します。

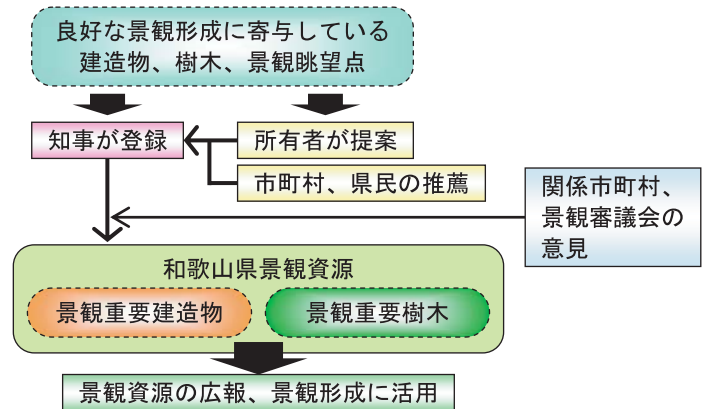
良好な景観を形成している建物や樹木等を景観資源として登録し、保全を図りながら地域づくりや景観形成に活用します。



とは？



制度のイメージ



制度の内容

①和歌山県景観資源の登録の内容

○知事は良好な景観形成に寄与している優れた建造物等を和歌山県景観資源に登録します。また、市町村や県民等は知事に対して登録を推薦することができます。

・対象: 建造物、樹木、その他の物件、眺望点

○登録にあたっては、関係市町村長、及び、和歌山県景観審議会の意見を聴いた上で登録します。

○景観資源の中でも特に保全や活用が必要な建造物や樹木の所有者の方は、景観重要建造物・樹木への指定を提案することができます。

②景観資源に対する県の支援

○和歌山県景観資源を活用した地域の活性化が促進されるように、広報や情報の提供、助言、その他の必要な措置を行います。

こうした場合に活用すると有効です！

『地域のシンボルである大木や歴史的建造物を守りたい！』

古くから地域に受け伝えられてきた古木、大木や、街の歴史を今に伝える伝統的な建造物を守るきっかけになります。

地域のシンボルとなる樹木を保全しよう！



『地域の方々の景観に対する理解を深めたい！』

地域に伝わる樹木や建造物を景観資源に登録することで、地域に暮らす人々の景観に対する意識や理解が向上すると考えられます。

『景観資源を活かして地域の活性化を図りたい！』

魅力的な景観資源を地域の観光や交流の資源として有効に保全・活用することで、地域のイメージアップや活性化につなげることができます。

歴史的な建築物を保全して、観光利用を促進しよう！



和歌山県での住民参画による 景観づくりの取り組み事例



<p>名 称</p>	<p>○わかやま景観づくり協定 知事認定 第1号 ○『黒江の町並みを活かした景観づくり協定』 認定日：平成23年12月27日</p>
<p>地域の特徴</p>	<p>○場所：海南市 黒江地区 ○江戸時代から紀州漆器の町として発展し、漆器職人の仕事場を兼ねた住宅が今に残り、黒江特有の“のこぎり歯”状の町並みが形成されています。</p>
<p>取り組みの内容</p>	<p>○自主ルール「黒江の町並み景観形成基準」を策定し、建物の外観を紀州連子格子風にするなど、形態・色彩・素材をルールで定めて町並みを保全しています。 ○美しい町並みを維持・保全するために、清掃美化活動や空き家等の管理・活用を住民相互の協力によって実施しています。 ○区域外の方が黒江の景観づくりを応援する「サポーター制度」を設けて、外部の支援者と協働で景観づくり活動を実施しています。 ○協定を円滑に運営するために、協定運営協議会を設置し、協議会において町並み景観形成基準を自主的にチェックしています。</p>

お問い合わせ先



和歌山県 県土整備部 都市住宅局 都市政策課
〒640-8585 和歌山県小松原通1-1
TEL: 073-441-3228 FAX: 073-441-3232
<http://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/080900/>